

# 飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金（新型コロナ対策認証枠）

## Q & A（令和3年7月16日更新）

秋田県産業労働部商業貿易課

- ・ 認証・・・秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証
- ・ 補助金・・・飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金（新型コロナ対策認証枠）
- ・ 飲食店・・・客席を設けて食事等を提供する飲食店

### 《 1 補助対象事業者について 》

- Q1-1 補助対象事業者の要件はあるか。
- Q1-2 個人事業者は対象となるか。
- Q1-3 パート・アルバイト・派遣社員は従業員に含まれるか。
- Q1-4 本社が秋田県外にあるが対象となるか。
- Q1-5 本社が秋田県内で、店舗が県内と県外にある場合、県外の店舗も対象となるか。
- Q1-6 これから起業する場合は対象となるか。
- Q1-7 店舗を持っていないが対象となるか。
- Q1-8 風俗営業法適用事業者も対象となるか。
- Q1-9 （欠番）
- Q1-10 複数店舗を経営しているが、整備する予定の店舗が1店舗のみの場合、補助金上限額はいくらになるのか。
- Q1-11 補助対象事業者の要件で従業員の数が50人以下（Q1-1）とあるが、店舗単位での従業員数のことか。（複数の事業を行っているが、従業員数は飲食業のみでの従業員数でよいのか。）
- Q1-12 売り上げ減少などの要件はあるか。
- Q1-13 認証を取得しないと補助金は受けられないのか。
- Q1-14 4月に募集していた同じ名前の補助金の採択を受けているが、今回の対象となるか。
- Q1-15 ホテル・旅館等で飲食店を営業している宿泊事業者は対象となるか。【6月4日更新】
- Q1-16 ホテル・旅館等にテナントとして入っている飲食店は対象となるか。
- Q1-17 宿泊事業者だが、コロナ禍でお客様が少ないため、現在は飲食の提供のみを行っている場合は対象となるか。【6月4日更新】
- Q1-18 国・地方自治体が出資している企業及び第三セクターは対象となるか。【5月28日更新】
- Q1-19 a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社は対象となるか。
- Q1-20 複数店舗経営しているが、補助金を利用できる店舗数に上限はあるか。
- Q1-21 自己チェックで認証基準を満たしていると判断し、設備導入は行わずに認証申請をしたが、事務局の現地確認で不備を指摘された。認証の申請と同時に補助金の申請をしないが、これから設備等を導入する際に、補助金を利用できるか。

### 《 2 補助対象経費について 》

- Q2-1 どのような設備が対象となるのか。
- Q2-2 いつからいつまで導入したものが対象となるのか。（既に導入したものは対象となるのか。）
- Q2-3 事務所は秋田県内にあるが、県外の店舗に設置・納品するものは対象となるか。

- Q2-4 消費税は対象となるか。
- Q2-5 振込手数料や代引手数料は対象となるか。
- Q2-6 キャンセル料は対象となるか。
- Q2-7 個人間で売買したもの、フリマやオークションで購入したものは対象となるか。
- Q2-8 ネットで購入したものは対象となるか。
- Q2-9 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか。
- Q2-10 海外からの輸入品購入は対象となるか。
- Q2-11 導入した設備等のリース料は対象となるか。
- Q2-12 老朽化した設備等の取り替え（更新）は対象となるか。
- Q2-13 これまで使用していた設備等の処分・廃棄費用、リサイクル料は対象となるか。
- Q2-14 中古品の購入は対象となるか。
- Q2-15 対象外経費と対象経費が混在している場合はどうすればいいか。
- Q2-16 購入した設備等の取り付け費用や施工費などの経費は対象となるか。
- Q2-17 事業期間内に工事の完成や支払いが間に合わない場合はどうすればいいか。
- Q2-18 すでに一部の工事、設置が終了しているが、対象となるか。
- Q2-19 補助対象となる設備等は1品目のみなのか。
- Q2-20 施設の改修は対象となるか。
- Q2-21 故障している設備等を買替える場合は対象となるか。
- Q2-22 今使用している設備等の修理代は対象となるか。
- Q2-23 認証を取得した後の設備導入は対象となるか。（補助金を利用していない又は利用したが補助金の上限に達していない場合はどうか。）
- Q2-24 ポイント等で支払った場合は対象となるか。
- Q2-25 クレジットカード払いは可能か。クレジットカード払いの場合、どの時点で支払ったことになるのか。
- Q2-26 複数店舗で行った工事費をまとめて支払ったため、店舗ごとの工事費が不明な場合はどうすればよいか。【5月28日更新】
- Q2-27 設備等（パーティションなど）を自作する場合、その材料費は対象となるか。
- Q2-28 セルフレジや券売機は対象となるか。
- Q2-29 なぜ〇〇〇は補助の対象とならないのか。

### 《3 補助金の申請について》

- Q3-1 補助金の申請に必要な書類は何か。
- Q3-2 （欠番）
- Q3-3 （欠番）
- Q3-4 補助金はいつから申請できるのか。
- Q3-5 複数店舗で環境整備を行いたいが、店舗ごとに補助金の申請が必要か。
- Q3-6 2店舗ある場合、30万円×2店舗の60万円が上限となるのか。店舗ごとの設備等導入経費が違っていても60万円の補助金を受けられるか。
- Q3-7 いつまでに補助金の申請をすればよいのか。
- Q3-8 補助金はいつ支払われるのか。
- Q3-9 他の補助金を受給していても申請は可能か。
- Q3-10 この補助金を利用して設備等を導入して認証の審査を受けたが、認証を取得するためには追加の設備等の導入が必要となった。もう一度この補助金を利用することは可能か。
- Q3-11 支払いを確認できる書類はレシートでもいいのか。

Q3-12 申請に必要な書類に「購入した設備等の設置状況が分かる写真」とある(Q3-1)が、設置前と設置後など前後の状況が分かる写真が必要か。

Q3-13 補助金は先着順か。

Q3-14 審査により補助を受けられない場合があるのか。

【5月28日更新】

Q3-15 交付申請に添付する納品書、請求書及び領収書等は写し(コピー)でもよいのか。

Q3-16 交付申請に添付する納品書、請求書、領収書、補助金の請求書、振込口座の宛名や名義は本人のものでなくてもよいか。(店舗は法人経営だが、代表者個人の宛名や名義でもよいか。)

#### 《4 その他》

Q4-1 なぜ飲食店を支援するのか。

Q4-2 4月に募集していた同じ名称の補助金と何が違うのか。

Q4-3 この補助金は課税対象か。

## 《 1 補助対象事業者について》

### Q1-1 補助対象事業者の要件はあるか。

- A 補助対象事業者は、県内で飲食店を営業し、かつ、認証を申請している事業者です。  
ただし、宿泊業は対象外となります（他の補助事業があります。Q1-15参照）  
また、大企業（みなし大企業を含む）も対象外となります。

（参考）飲食業における中小企業者  
いずれかに該当すること。

- ①資本金の額又は出資の総額が5千万円以下であること。
- ②常時使用する従業員の数が50人以下であること。

### Q1-2 個人事業者は対象となるか。

- A 税務署に開業届を提出している場合、対象となります。

### Q1-3 パート・アルバイト・派遣社員は従業員に含まれるか。

- A 以下の者を除き、従業員に含まれます。
- ①日々雇い入れる者（ただし、1か月以上継続して雇う場合は従業員に含む。）
  - ②2か月以内の期間を定めて使用される者
  - ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
  - ④試の使用期間中の者（ただし、14日以内に限る。）

### Q1-4 本社が秋田県外にあるが対象となるか。

- A 秋田県内に飲食店を有している場合は対象となります。

### Q1-5 本社が秋田県内で、店舗が県内と県外にある場合、県外の店舗も対象となるか。

- A 県外の店舗は対象となりません。

### Q1-6 これから起業する場合は対象となるか。

- A 申請時点で開業していない起業予定者は対象となりません。

### Q1-7 店舗を持っていないが対象となるか。

- A 対象となりません。認証の対象者が、客席を設けて食事等を提供する飲食店となっているため、補助金の対象者も同様となります。

### Q1-8 風俗営業法適用事業者も対象となるか。

- A 対象となります。

Q1-10 複数店舗を経営しているが、整備する予定の店舗が1店舗のみの場合、補助金上限額は  
いくらになるのか。

A 補助金は1店舗あたり30万円が上限となりますので、上記のケースでは上限額30万円となります。

Q1-11 補助対象事業者の要件で従業員の数が50人以下(Q1-1)とあるが、店舗単位での従業員数のことか。(複数の事業を行っているが、従業員数は飲食業のみでの従業員数でよいか。)

A 法人全体での従業員数です。

Q1-12 売り上げ減少などの要件はあるか。

A ありません。

Q1-13 認証を取得しないと補助金は受けられないのか。

A 補助事業者の要件は認証の取得申請を行った者となりますので、認証の申請を行えば要件を満たします。また、結果として認証を受けられない場合でも、補助金を返還する必要はありません。(ただし、法令等に違反するような場合は返還を求める場合があります。)

なお、補助金の申請は、認証の取得申請と同時に行っていただきます。

Q1-14 4月に募集していた同じ名前の補助金の採択を受けているが、今回の対象となるか。

A 補助金を充てる設備等が同一のものでなければ対象となります。(一つの設備等に両方の補助金を充てることはできません。)

#### 【6月4日更新】

Q1-15 ホテル・旅館等で飲食店を営業している宿泊事業者は対象となるか。

A 宿泊事業者は対象となりません。宿泊事業者の設備導入に対する補助制度は、(一社)秋田県観光連盟(県観光戦略課委託)が行っていますので、(一社)秋田県観光連盟にお問い合わせください。(018-860-2267)

Q1-16 ホテル・旅館等にテナントとして入っている飲食店は対象となるか。

A 宿泊事業者が運営しているものでなければ、対象となります。

#### 【6月4日更新】

Q1-17 宿泊事業者だが、コロナ禍でお客様が少ないため、現在は飲食の提供のみを行っている場合は対象となるか。

A 宿泊事業者は対象となりません。宿泊事業者の設備導入に対する補助制度は、(一社)秋田県観

光連盟（県観光戦略課委託）が行っていますので、（一社）秋田県観光連盟にお問い合わせください。（018-860-2267）

**Q1-18 国・地方自治体が出資している企業及び第三セクターは対象となるか。**

A 施設の改修（換気扇の設置・更新、換気設備機能付きエアコンの設置・更新、手洗い設備の設置・更新、トイレの改修など）は、公有財産価値の変更となることから、施設所有者である国・地方自治体を実施すべきものである。ただし、公有財産価値の変更を伴わない備品の購入等については、対象となる。

### 【5月28日更新】

**Q1-19 a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社は対象となるか。**

A みなし大企業は対象となりません。したがって、b社は対象外となります。設問のケースの場合は、b社は大企業c社の子会社でみなし大企業であり、b社自体が大企業と同等と認められますので、その子会社のa社もみなし大企業となります。したがって、a社も対象外となります。

**Q1-20 複数店舗経営しているが、補助金を利用できる店舗数に上限はあるか。**

A ありません。

**Q1-21 自己チェックで認証基準を満たしていると判断し、設備導入は行わずに認証申請をしたが、事務局の現地確認で不備を指摘された。認証の申請と同時に補助金の申請をしないが、これから設備等を導入する際に、補助金を利用できるか。**

A 次の全てを満たす場合に限り、補助金を利用することができます。

- ①認証の申請を取り下げている又は事務局から不承認の結果が出ていないこと
- ②引き続き認証を取得する意志があること

---

## 《2 補助対象経費について》

**Q2-1 どのような設備が対象となるのか。**

A 認証の取得に必要とされる飛沫感染予防、接触感染予防及び換気による感染予防のための設備等の導入です。

詳しくは、補助対象設備等の一覧で確認してください。

**Q2-2 いつからいつまで導入したものが対象となるのか。（既に導入したものは対象となるのか。）**

A 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に設備等の購入・設置・支払い及び認証取得

の申請と補助金交付の申請まで終了したものが対象となります。

なお、補助金の申請は、令和4年2月28日（月）午後5時（必着）で締め切りとなりますので、早めの手続き等をお願いします。

**Q2-3 事務所は秋田県内にあるが、県外の店舗に設置・納品するものは対象となるか。**

A 対象となりません。

**Q2-4 消費税は対象となるか。**

A 対象となりません。

**Q2-5 振込手数料や代引手数料は対象となるか。**

A 対象となりません。

**Q2-6 キャンセル料は対象となるか。**

A 対象となりません。

**Q2-7 個人間で売買したもの、フリマやオークションで購入したものは対象となるか。**

A 対象となりません。（転売等の可能性があるため。）

**Q2-8 ネットで購入したものは対象となるか。**

A 対象となります。支払額・購入日がわかる書類を保管し、補助金の申請の際に添付してください。

なお、クレジットカードによる支払いは、対象期間中（令和4年2月28日まで）に引き落としが確認できる場合のみ対象となります。（カード利用が対象期間中であっても、口座からの引き落としが対象期間外であれば、対象となりません。）

また、クレジットカードで支払った場合は、クレジットカード利用明細及びクレジットカード利用料金の支払いが確認できる書類の写しが必要となります。

**Q2-9 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか。**

A 対象となりません。

**Q2-10 海外からの輸入品購入は対象となるか。**

A 対象となります。ただし、外国語で記載された書類等は日本語訳を添付してください。

**Q2-11 導入した設備等のリース料は対象となるか。**

A 補助対象期間（令和3年4月1日～令和4年2月28日）に発注・納品された設備等であれば、補助対象期間に支払ったリース料は対象となります。ただし、金額が確定していても、補助対象期間の後（令和4年3月1日以降）に支払う分については対象となりません。

なお、補助対象期間より前に納品された設備等のリース料については、補助対象期間内に支払う分であっても対象外となります。

**Q2-12 老朽化した設備等の取り替え（更新）は対象となるか。**

A 認証の基準を満たすための性能が向上する場合は、対象となります。

「性能が向上する場合」とは、上位機能の設備等に取り替えること（ふたなし洋式トイレからふた付き洋式トイレに取り替えなど）又は旧設備等と同等の性能だが更新により実質的に性能が回復・向上すること（経年により換気能力が落ちていた換気扇を同型の換気扇に取り替えたことにより換気能力が回復したなど）をいいます。

**Q2-13 これまで使用していた設備等の処分・廃棄費用、リサイクル料は対象となるか。**

A 対象となりません。

**Q2-14 中古品の購入は対象となるか。**

A 対象となります。ただし、生業かつ主要業務とする業者から購入するものに限り（一般消費者等からの購入は対象となりません。）

**Q2-15 対象外経費と対象経費が混在している場合はどうすればいいか。**

A 対象外と対象の経費が明確に区分できる場合、対象経費については対象となります。

工事などの共通経費については、対象外と対象の経費割合に応じて按分を行い、対象経費に該当する金額のみが対象となります。

**Q2-16 購入した設備等の取り付け費用や施工費などの経費は対象となるか。**

A 対象となります。

**Q2-17 事業期間内に工事の完成や支払いが間に合わない場合はどうすればいいか。**

A 補助金を支払うことはできません。令和4年2月28日までに購入・設置・支払い及び認証取得の申請と補助金の申請まで終了したものが対象となります。

**Q2-18 すでに一部の工事、設置が終了しているが、対象となるか。**

A 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に設備等の購入・設置・支払い及び認証取得の申請と補助金交付の申請まで終了した補助対象設備が対象となります。

**Q2-19 補助対象となる設備等は1品目のみなのか。**

A 複数品目購入していただいてもかまいませんが、補助金の上限額は1店舗あたり30万円です。

**Q2-20 施設の改修は対象となるか。**



A 対象となります。ただし、窓の設置工事など、認証基準を満たすためのものに限り、大規模な改修工事等は対象となりません。

**Q2-21 故障している設備等を買替える場合は対象となるか。**

A 対象となります。

**Q2-22 今使用している設備等の修理代は対象となるか。**

A 対象となりません。あくまでも設備等の導入に対して補助するものです。

**Q2-23 認証を取得した後の設備導入は対象となるか。（補助金を利用していない又は利用したが補助金の上限に達していない場合はどうか。）**

A 対象となりません。今回の補助金は、あくまでも認証取得に向けて導入した設備等に対するものです。

**Q2-24 ポイント等で支払った場合は対象となるか。**

A 対象となりません。（法定通貨で支払ったものが対象です。）

**Q2-25 クレジットカード払いは可能か。クレジットカード払いの場合、どの時点で支払ったことになるのか。**

A クレジットカードによる支払いは、対象期間中（令和4年2月28日まで）に引き落としが確認できる場合のみ対象となります。（カード利用が対象期間中であっても、口座からの引き落としが対象期間外であれば、対象となりません。）

なお、クレジットカードで支払った場合は、クレジットカード利用明細及びクレジットカード利用料金の支払いが確認できる書類の写しが必要となります。

**Q2-26 複数店舗で行った工事費をまとめて支払ったため、店舗ごとの工事費が不明な場合はどうすればよいか。**

A 工事が必要となった設備等の金額に応じて按分し、店舗ごとの費用に計上してください。

#### **【5月28日更新】**

**Q2-27 設備等（パーティションなど）を自作する場合、その材料費は対象となるか。**

A 品薄などにより手に入らない又は納品までに相当な時間を要するなどの事情がある場合は、現に店舗で使用する分の材料費に限り対象となります。（使用しなかった分や廃棄した分については、対象となりません。）

Q2-28 セルフレジや券売機は対象となるか。

A 対象となります。

Q2-29 なぜ〇〇〇は補助の対象とならないのか。

A 補助対象となる設備等は、認証基準を満たすために必要なものに限定しています。導入を検討している設備等が記載されていない又は補助対象となるか不明な場合は、事前に事務局にお問い合わせください。

### 《 3 補助金の申請について》

Q3-1 補助金の申請に必要な書類は何か。

A 次の書類を用意して申請してください。

- ①飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金 交付申請（新型コロナ対策認証枠）（様式6）
- ②購入設備等の納品書又は納品日と納品内容（数量や型式など）が確認できる書類
- ③購入設備等の請求書又は請求額と請求内容（数量や型式など）が確認できる書類
- ④購入設備等の領収書又は支払いしたことが確認できる書類
- ⑤導入した設備等の設置状況が分かる写真
- ⑥補助金の請求書
- ⑦振込先口座の通帳の写し

**※ただし、補助金の申請は、認証取得の申請と同時に行っていただく必要があります。（原則、補助金のみの申請はできません。）**

Q3-4 補助金はいつから申請できるのか。

A 令和3年5月28日（金）から申請ができます。

**ただし、補助金の申請は、認証取得の申請と同時に行っていただく必要があります。（原則、補助金のみの申請はできません。）**

Q3-5 複数店舗で環境整備を行いたい、店舗ごとに補助金の申請が必要か。

A 事業者が同じであれば、補助金の申請は複数店舗分をまとめて行うことができますが、店舗ごとにどのような設備等を導入したか分かるように書類を作成していただくことになります。詳しくは、補助金の交付申請書の様式を確認してください。

Q3-6 2店舗ある場合、30万円×2店舗の60万円が上限となるのか。店舗ごとの設備等導入経費が違っていても60万円の補助金を受けられるか。

A 1店舗あたり30万円が上限です。

例えば、補助対象経費の4/5がA店は40万円、B店は20万円だった場合、A店の補助金額は30万円、B店の補助金額は20万円となりますので、補助金額の合計は50万円となります。

**Q3-7 いつまでに補助金の申請をすればよいのか。**

A 令和4年2月28日までに設備等の購入・設置・支払い及び認証取得の申請と補助金交付の申請まで終了する必要があります。

**Q3-8 補助金はいつ支払われるのか。**

A 申請書類に不備がなければ、申請を受け付けてから概ね2～3週間で口座にお振り込みする予定です。ただし、申請の混雑状況により多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

**Q3-9 他の補助金を受給していても申請は可能か。**

A 同一の設備等に補助金を充てるのでなければ可能です。（一つの設備等に複数の補助金を充てることはできません。ただし、市町村の補助制度で併用を認めている場合は、充てることができます。）

**Q3-10 この補助金を利用して設備等を導入して認証の審査を受けたが、認証を取得するためには追加の設備等の導入が必要となった。もう一度この補助金を利用することは可能か。**

A 原則、補助金の利用は1店舗1回までです。ただし、前回利用した補助金額が上限に達していない場合は、上限までの枠内で再利用が可能です。

例えば、前回の補助金利用額が20万円だった場合、上限（30万円）までの残り10万円の利用が可能です。また、この場合は、補助金のみの申請をもう一度行うこととなります（認証の取得申請を取り下げしていない場合に限る。）

**ただし、今回のケースのような場合でも補助金の申請は、令和4年2月28日（月）午後5時（必着）で締め切りとなりますので、早めの手続き等をお願いします。**

**Q3-11 支払いを確認できる書類はレシートでもいいのか。**

A 原則、誰が購入したかが分かるように宛名のある領収書等を添付してください。

**Q3-12 申請に必要な書類に「購入した設備等の設置状況が分かる写真」とある（Q3-1）が、設置前と設置後など前後の状況が分かる写真が必要か。**

A 設置後の写真を添付してください。

**Q3-13 補助金は先着順か。**

A 令和4年2月28日までに申請のあった全ての申請を対象とする予定です。

**Q3-14 審査により補助を受けられない場合があるのか。**

A 補助対象とならない設備等の導入や認証取得の申請をしていないなど、要件を満たさない場合を除き、全員を補助の対象とする予定です。

## 【5月28日更新】

Q3-15 交付申請に添付する納品書、請求書及び領収書等は写し（コピー）でもよいのか。

A 写し（コピー）でよいです。

Q3-16 交付申請に添付する納品書、請求書、領収書、補助金の請求書、振込口座の宛名や名義は本人のものでなくてもよいのか。（店舗は法人経営だが、代表者個人の宛名や名義でもよいのか。）

A 補助金の交付申請に関する書類の宛名や名義は、全て店舗を経営している者（社）となります。（個人事業者の場合は個人名、法人経営の場合は法人名に限ります。）

## 《4 その他》

Q4-1 なぜ飲食店を支援するのか。

A 全国的に飲食店を起点としたコロナの感染拡大が発生しており、本県でも川反・大町地区で面的クラスターが発生した。そのため、県が認証することにより、飲食店における感染防止対策が徹底されることと県民が安心して飲食できる環境の整備が進むことが期待される。

しかし、飲食業はコロナ禍の影響を強く受けていることや小規模事業者が多数を占めていることなどから、設備等の導入に当たっては負担が大きいため、経費の一部を支援することにより飲食店の取組の促進を図るものである。

Q4-2 4月に募集していた同じ名称の補助金と何が違うのか。

A 4月の補助金（通常枠）は、事業者自らが安全・安心な環境を整えるために必要と考える設備等の導入に対する支援であったが、今回（認証枠）は、認証の取得に向けた設備等の導入に対する支援であり、補助対象となる設備等も限定されている。また、早期の認証取得を促すため、補助率も通常枠2/3に対し、認証枠4/5とし手厚い支援としている。さらに、上限額は両枠ともに1店舗あたり30万円であるが、複数店舗ある場合は、通常枠は上限60万円に対し、認証枠は各店舗が上限30万円まで補助金を利用でき、店舗数に制限は設けていない。

・補助率：【通常枠】2/3 → 【認証枠】4/5

・上限額：【通常枠】30万円（複数店舗の場合60万円）→ 【認証枠】1店舗あたり30万円

Q4-3 この補助金は課税対象か。

A 補助金は、法人税・所得税の課税対象となります。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。